

『令和元年度上半期加入・支払実績まとまる』!!
加入金額は前年同期比2%減少、共済金は二億八千万円増で推移

【加入実績】

令和元年度上半期の加入実績は、漁業共済・地域共済の共済金額合計で、七百二十二億二千万円となり、前年同期に対して、十二億三千万円減少しました。

その主な内訳として、漁獲共済では、漁船漁業で小型合併（ひやま・えさん漁協）、さんま棒受網（歯舞・稚内機船漁協）、一般刺し網（松前さくら漁協）、いか釣り（小樽機船・岩内郡・島牧・ひやま・松前さくら漁協）、一般敷網（日高中央・広尾・大樹・厚岸・落石・歯舞・根室・根室湾中部）、中型合併（ひやま漁協）と、定置漁業でも、小型定置（島牧・雄武漁協）で新規加入が図られた他、秋さけ定置を始め各漁種で契約割合の引上げが図られました。秋さけ定置、大型定置の継続契約等において漁業環境の影響により近年水揚げが落ち込んだことにより共済限度額が低下し、全体では九億六千万円減少しました。

特定養殖共済でも、ほたて貝等養殖業で契約割合の引上げが一部で図られましたが、同様に共済限度額が低下し、五億円減少しました。

漁業施設共済では、平成二十九年導入された割引制度の活用等により、さけ定置漁具の普及推進に取組んだ結果、新規加入（余市郡・斜里第一漁協）があり、二億三千万円増加しました。

なお、積立ぷらすは、クロマグロ強度資源管理タイプの特例措置が昨年同様適用されたことから、定置漁業を中心に前年同期に比べると九億三千万円増加し、漁業者積立申込金額で五十億五千万円となりました。

令和元年度 ぎょさい・積立ぷらす 引受実績表(9月末)

金額単位：億円

区分	項目	本年度実績		前年同期実績		同期対比増減		
		共済金額	積立金額	共済金額	積立金額	共済金額	積立金額	
漁業共済	漁獲	1号漁業	—	—	—	—	—	—
		漁船漁業	192.3	6.3	181.8	5.5	10.5	0.8
		定置漁業	400.0	39.9	420.1	31.3	△ 20.1	8.6
		計	592.3	46.2	601.9	36.8	△ 9.6	9.4
	特定養殖	藻類	—	—	—	—	—	—
		貝類等	72.0	4.3	77.0	4.4	△ 5.0	△ 0.1
		計	72.0	4.3	77.0	4.4	△ 5.0	△ 0.1
	漁業施設	養殖施設	2.7	—	2.7	—	0.0	—
		定置網	49.5	—	47.2	—	2.3	—
		計	52.2	—	49.9	—	2.3	—
合計		716.5	50.5	728.8	41.2	△ 12.3	9.3	
地域共済(休漁補償)		5.7	—	5.7	—	0.0	—	
総合計		722.2	50.5	734.5	41.2	△ 12.3	9.3	

(注) 共済金額は漁業共済、積立金額は積立ぷらすの漁業者積立申込金額である。

【加入速報】

十一月の責任開始でえりも漁協の小型合併（4トン未満）が新規加入となりました。関係各位のご理解・ご協力に感謝を申し上げます。
 年明けには、一号漁業のこんぶをとる漁業や各種漁船漁業が加入時期を迎えますが、ぎょさいと積立ぶらすとのセット加入を引き続き推進して参りますので、宜しくお願い申し上げます。

【支払実績】

本年度の上半期の共済金支払は、漁業共済で十三億八千四百万円の支払となりました。

その主な内容を前年同期と比べると、漁獲共済では、一号漁業のこんぶをとる漁業で一億四千三百万円、定置漁業で一千五百万円減少しましたが、漁船漁業のかに籠、ほたて貝桁網や、一般底びき網漁業等で三億三千万円増加したため、合計では一億七千二百万円増加し、十三億六千三百万円の支払となりました。

特定養殖共済では、藻類・貝類等の合計で四百万円増加し、一千二百万円、漁業施設共済では、さけ定置漁具で三百万円増加し、九百万円の支払となりました。

また、積立ぶらすの払戻補填金（漁業者十国）は、十八億一千八百万円となり、前年同期に比べると、漁獲共済では、漁船漁業等で増加しましたが、こんぶをとる漁業で大きく減少したことから一億六百万円減少し、特定養殖共済で六百万円増加したことから全体で一億円減少しました。

令和元年度 ぎょさい・積立ぶらす 支払実績表(9月末)

金額単位：億円

区分	項目	本年度支払(払戻)		前年同期支払(払戻)		同期対比増減		
		共済金	積立払戻	共済金	積立払戻	共済金	積立払戻	
漁業共済	漁獲	1号漁業	0.01	0.37	1.44	4.90	△ 1.43	△ 4.53
		漁船漁業	13.08	16.23	9.78	13.35	3.30	2.88
		定置漁業	0.54	1.32	0.69	0.73	△ 0.15	0.59
		計	13.63	17.92	11.91	18.98	1.72	△ 1.06
	特定養殖	藻類	0.02	0.09	0.01	0.11	0.01	△ 0.02
		貝類等	0.10	0.17	0.07	0.09	0.03	0.08
		計	0.12	0.26	0.08	0.20	0.04	0.06
	漁業施設	養殖施設	0.06		0.06		0.00	
		定置網	0.03		—		0.03	
		計	0.09		0.06		0.03	
合計		13.84	18.18	12.05	19.18	1.79	△ 1.00	
総合計		13.84	18.18	12.05	19.18	1.79	△ 1.00	

(注) 共済金は漁業共済、積立払戻は積立ぶらすの払戻補てん金(漁業者十国)である。

『今後の共済金・積立ぶらす支払見込』

共済金・積立ぶらす合わせて二百五十億円を超える支払を予定

本年十二月以降に見込まれる主要漁業の「天然こんぶ」、「秋さけ定置」、「ほたて貝桁網」、「さんま棒受網」における最大支払額は共済金の合計で約九十八億円、積立ぶらすの合計で約百五十五億円が見込まれております。

【天然こんぶ】

漁場環境の変化からこんぶの繁茂状況が悪かったこと等により、減産となる見込みです。

本年九月末の販売分に未販売金額を聞き取り試算したところ、函館・稚内地区を中心に漁獲共済で八億円、積立ぶらすで九億円、合計で十七億円の支払が見込まれています。

「漁業者の経営安定のために」第十三回

平成二十三年からスタートした「漁業収

入安定対策」（ぎよさい+積立ぶらす）は九年目に入っておりますが、この現状をわかりやすくお伝えする連載の第十三回は、本年六月から共水連北海道事務所の所長代理に就任し、「ぎよさい・積立ぶらす」北海道推進協議会の委員となられた宮部一茂氏に、支所勤務で漁業共済の加入推進に携わった経験を踏まえお話し頂きました。



【秋さけ定置】

全道的な来遊不振により漁獲数量が減少し、記録的不漁であった前年を下回る漁況となり、日高・釧路・根室・北見・稚内地区を中心に漁獲共済で六十億円、積立ぶらすで百三十二億円、合計で百九十二億円の支払が見込まれています。

【ほたて貝桁網】

時化による斃死等により北見地区を中心に漁獲共済で十億円、積立ぶらすで九億円、合計で十九億円の支払が見込まれています。

【さんま棒受網】

記録的な不漁により漁獲数量が減少し、漁獲共済で二十億円、積立ぶらすで五億円、合計で二十五億円の支払が見込まれています。

当組合では、共済金・積立ぶらすの早期支払に向けて、適切かつ迅速な処理に取り組んでおりますので、手続きに必要な書類の手配など関係各位のご協力をお願い申し上げます。

「漁業収入安定対策（積立ぶらす）の法制化を！」

共水連北海道事務所 所長代理 宮部一茂

『沿岸漁業者の生活安定のために、漁協組織による共済事業を』という全国漁業者の強い要望を背景に、昭和二十六年に全国水産業協同組合共済会（全水共、現在の共水連）が設立され、水産業協同組合法に基づく漁協の共済事業が開始されました。漁業者の相互扶助を基調とする漁協における共済事業は、当初は火災共済の一種類のみからスタートし、その後、厚生共済の実施へと拡大していきました。この発足当初から全国漁業者から強く要望されていたのが、『自然災害等による不漁から漁業経営を守る』ための共済、所謂『漁業共済制度の実現』でありました。昭

和二十七年から調査研究に着手、紆余曲折ののち、昭和三十二年から全水共で漁業共済事業の試験実施が開始され、制度確立要望の全国漁民大会など一大運動が展開された結果、昭和三十九年に『漁業災害補償法』制定、共済組合の設立、事業開始となりました。根拠法・組織は明確に区別されたものの、このような経緯から漁業共済組合と水連は役職員兼務体制など密接に運営され、北海道では現在でも可能な限り協調体制を維持し、浜からは『きようさい』団体として認識されています。私も、支所勤務時は「ぎよさい」契約の推進・引受・査定事務に多く携わりました。「ぎよさい」制度はその成り立ちから、国の災害対策や漁業振興策として非常に重要な役割を担い、共済掛金には国の多くの補助がつき漁業者負担の軽減が図られています。とは言っても実際に漁業者が加入するにあたっては、負担する掛金が高額と感じられたり、また契約割合や共済金支払い時のてん補率など、その補償内容になかなか理解をいただけず、義務加入全数のとりまとめにも苦慮しておりました。中でも、補償の基礎となる『補償水準（共済限度額）』の算出にあたって、近五年間のうち最高最低を除く三年間の平均漁獲金額に『限度額率』を乗じるという計算方法について、不満や疑問をいただくことが多く、加入を躊躇する要因になっていました。限度額率という考え方は、あくまでも「ぎよさい」は漁業再生産に必要な経費相当額を補償するもので『漁業所得を補償しているものではない』という原則から、漁業種類によって一定の経費相当割合を予め定めています。（七割〜九割）国の災害補償制度という主旨からすると理解はできるのですが、年々漁獲金額が減少している場合や、燃油高騰など経費割合が増加している場合等、限度額率によって経費相当額にも届かない補償水準となることもあり、限度額率の見直しを求められることが多々ありました。（利益率はそんなに高

くない！単純に平均漁獲金額を補償してーなど）「積立ぶらす」は平成二十一年に創設され、平成二十三年からは現行の収入安定対策事業として制度が充実されました。この「積立ぶらす」は、まさに漁業者の過去からの要望であった「ぎよさい」で限度額率によって補償されない漁獲金額の減収部分が補てんされ、しかも補てん部分は漁業者の積立（掛捨て掛金ではない）と、積立額の三倍を国が補てんする制度です。（平均漁獲金額を全て補てんするものではありませんが）更に、一階部分である「ぎよさい」契約の負担掛金にも国の追加補助が付きまします。漁業者の皆さんから不満や要望があった部分が大幅に改善・実現された内容になっており、「ぎよさい」の新規加入も着実に増加し、「積立ぶらす」も多くの漁業者に加入いただいております。また多くの払戻補てんも実際行われています。「積立ぶらす」のスタートとほぼ同時に水連札幌本所に異動となった私にとつては、隔世の感も否めませんが、補償制度の発展と加入者増加は非常に嬉しい限りです。ただ、現行の「積立ぶらす」も一部漁業において加入要件に課題があったり、何よりも未だ単年の予算事業であることが最大の課題です。「積立ぶらす」は「ぎよさい」の補償水準から補てんとなる判定を行っており、やはり漁獲金額の減少が続く状況などは、災害補償法での「ぎよさい」による補償水準の考え方は課題があると言わざるを得ず、『所得補償制度』と考えるとまだ改善検討する余地があると思えますが、まずは法制化すること、更に全国の多くの漁業者に加入いただき制度内容の改善を図っていくことが肝要だと考えます。「ぎよさい」が試験事業と紆余曲折を経て法制化されたように、「積立ぶらす」も多くの漁業者に必要と認識された今、法制化を実現し恒久的に利用される制度となるべく、推進協議会の活動に携わる中でその一助になればと思います。